

## 観音寺市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するため、家具類転倒防止器具を購入し、居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において観音寺市家具類転倒防止対策促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「家具類」とは、居住の用に供されている住宅において生活の用に供するタンス・本棚・食器棚等の家具、テレビ・冷蔵庫・電子レンジ等の家電製品その他市長が認めるものをいう。
- (2) 「器具」とは、家具類の転倒防止対策を実施するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他市長が認めるものをいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金は、自ら居住する住宅において家具類転倒防止器具を設置する観音寺市内に住所を有する者に対し、当該器具の購入に要した経費（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、その限度額は1万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、観音寺市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 器具取り付け後の家具類の写真
- (2) 支出証拠書類
- (3) 振込先指定口座が確認できる書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(市による調査)

第10条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して家具類の転倒防止対策の実施状況等に関する調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。